

近世的用水秩序の形成過程-近江伊香郡・浅井郡用水の研究-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学史学地理学会 公開日: 2009-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高島, 緑雄 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/1591

近世的用水秩序の形成過程

— 近江伊香郡・浅井郡用水の研究 —

高 島 緑 雄

はじめに

本稿は、近江湖北地方の高時川利水にかかわる、主として農民の動向を、中世後期から近世前期にかけて辿ることを志した素描である。

高時川は、遠く越前・美濃国境に源を発する谷川が、伊香郡の山地を辞する木之本町河合で合流して、琵琶湖東北畔に扇状地性の沖積平野を形成する（第一図）。この地の開発は早く、木之本町川合・古橋・石道の縄文遺跡や、高月町西野古墳群があり、一九七四年には高月町保延寺地区の圃場整備事業にともなう遺跡事前調査において、古墳時代から奈良時代中期の集落遺跡が発見された。また典型的な条里制施行地域としても知られている。したがって、高時川の利水は、時代の諸条件に應じてその様相を異にすることは当然であるが、伊香郡の余呉川水系および浅井郡の田川以南を除く水田の死命を制する主要な生産条件であった。ちなみに、慶長九年（一六〇四）における受給村高合計は、伊香郡一七六〇〇石余、浅井郡五七〇〇石余である。

近江地方は、河川の自然形状と灌漑慣行の特異性が、つとに注目され、研究の蓄積がある。本稿が取扱う地域も例外でないが、筆者は、さしあたり既往の研究成果への依拠を最少限に止め、本稿で明らかにされ、見通しを立て得る問題について、あえて一般化を試みない。加えて本稿は、一五世紀初頭から一七世紀中葉に至る二五〇年間を対象としているにかかわらず、用水秩序を根底から規定する社会的生産の構造や村落内部の諸問題について触れるところが



—上水井懸り □大井懸り - - -下井懸り ~ ~ ~餅の井懸り
 (注) 井懸りは、年代と史料によって若干の異同がある。

第1図 高時川の井懸り(江戸時代)

少ない。それらの課題は、われわれの共同研究の達成時に果したい。なお引用史料の大部分が未刊史料に属するため、繁を厭わず多くの文書を掲げた。

一 応永年間の用水紛争

高時川利用の用水にかかわる現存史料の初出は、応永七年（一四〇〇）の室町將軍家御教書案である。⁽¹⁾同年四月三日、管領畠山基国は、守護六角満高に命じて、東大寺領浅井郡田河庄丁野郷の用水等に対する、山門領伊香郡富永庄地下人の「押妨」を停止せしめた。その文言は次のごとくである。

〔史料一〕

上臈御局雑掌申、近江国丁野郷用水、同国中庄梅檀井并加子井事、近年富永庄地下人等押妨、次八日市場清水事、為当郷之内管領之処、速水・青菜・今村方々沙汰人・百姓等抑留云々、太不可然、所詮、彼是停止新儀之違乱、各任先規、沙汰付雑掌、可被^(全カ)企耕農之節之由、所被仰下也、仍執達如件、

応永七年四月三日

^(六角満高)
佐々木備中守殿

^(畠山基国・徳元)
沙弥在判

この御教書案は、(1)丁野郷の用水を富永庄地下人が「押妨」し、(2)丁野郷が「管領」する八日市場の清水（高時川扇状地末端湧水か）を、速水・青菜（名）・今村の沙汰人・地下人が「抑留」した、という事件を「新儀之違乱」と裁定し、丁野郷を管掌する上臈御局雑掌に沙汰せしめている。

第二の事件は、その後の経緯がまったく不明であるが、丁野郷用水の紛争は、現存史料によるかぎりでも、二一年後の応永二八年（一四二一）から三〇年にかけて再発する。またこの紛争には、浅井氏領国下の戦国期から江戸時代にひきつづく伊香郡と浅井郡の用水体系および用水紛争の原型が、すでに顕現しているように思われる。すなわち、一六世紀中葉にはほぼ確定したのであるう高時川西岸の伊香郡三用水（上水井・大井・下井）と東岸の伊香郡二用水（松田井・乙子井^{おとこ}）および浅井郡餅の井とが、一五世紀前半の史料で推定し得る用水系との間に、どのような関連が類推されるか、という課題をさしあたり設定することによって、上述の予想を検討してみたい。

さて、「史料1」の御教書案が裁定した紛争は、この年の晩春以来、丁野郷と富永庄庄民との間に争われていたのである。次の史料は、丁野郷百姓が主張するところの、早損の実情と富永庄用水との競合関係を如実に物語る。

(史料2)(2)

(繪葉書)

「大野郷百姓目安

応永七年庚卯五月十七日
同 六月廿五日披露云々」

丁野郷御百姓等謹言上

(當年)(日照)

右、たうねんのひてり、三月よりいま、て、ひてり候間、地下のかうさく、さらニつかまらず候、(耕作)

早せひもなく候、(是非)

早せひもなく候、(是非)

早せひもなく候、(是非)

早せひもなく候、(是非)

一井水事、みちゆきて候へとも、なせさんしようより、とかく申され候、そのうへかこいのうへニ、とひなかよりしんいを二ほり候ほとニ、ことさら水下らず候、(日照) 丁野の「かうハ、さらニかうさくおつかまつらす候、(耕作)

一御りやうの内、もさかよりいて候水も、このひてりニたへ候、そのうへ山あせ候、たに水もさらニなく候間、地下のかうさく(耕作)

四分一もつかまつらす候、いまのやうにてり候ハ、うへたる田もいたつら事にて候、かやうに候間、こま \square おも、これにてなげき申候て、とめ申候、それにつき候て、きやうとの使事、こんとよりなげき申候て、御いとまお給へく候、このよ

しおかミさまへ御申候て給候ハ、かしこまり入候へく候、

応永七年五月十七日

御百姓等謹上

御奉行所

ここに提示した二つの史料から、少くとも次の三点を指摘できるだろう。

(1) 二五世紀初頭において、丁野郷の用水である梅壇井と加子井は、高時川に構築された取水堰から東岸に導かれ、浅井郡二俣・丁野を北の頂点とし、東を小谷山西麓に、南を田川の旧流路に、西を高時川に限られる地域——ほぼ現東浅井郡湖北町の高時川東岸諸村と虎姫町の一部——の主要な用水路であり、したがって取水堰の位置や用水の経路の確認は、およそ不可能であるにしても、後代の餅の井に相当する灌漑機能を果たしていたであろう。

(2) 梅壇井・加子井ともに、その取水堰は中庄(伊香庄)にあるとしているが、中庄の東南限は現高月町の古橋地区であり、この中庄と丁野郷との間には、富永庄の一部小山・高野・馬上の諸村が、高時川東岸に張り出しているの

あるから、丁野郷の取水堰としては遠距離に過ぎて疑問である。富永庄民は、後述の応永二九年（二四二二）の紛争で、下古井を富永庄の馬上井とも称しており（史料4）、また戦国期における「餅の井懸越し」（＝取水堰の上流への移動）を事実と仮定すれば、両井取水堰の位置を中庄へまで遡ることは、相当の無理があろう。

(3)紛争の焦点は、加子井の上流に富永庄の新井が二つ構築され、そのために用水量が激減し、加えて「もさか」なるところを水源とする流水と、山よりの谷水（おそらく小谷山西麓を流下する谷水）の涸渇のため、丁野郷が耕作不能に陥ったことにある。富永庄新井が「新儀之違乱」か否か、確認の術はなく、またこの新井が高時川の東岸か、あるいは西岸に設けられたのか検証もできない。しかし、前述のように加子井と馬上井との競合が想定できるならば、富永庄新井は東岸に予想できる。

応永七年の紛争が、幕府の裁定によってどのように結着したか、庄民相互でどのような妥協が図られたか、まったく明らかでない。紛争は継続したと考えるのが至当であろう。事実、現存史料のかぎりでも応永二八年（二四二二）に再発する。同年八月四日、山門使節金輪院弁澄らは、富永庄惣政所に宛て、「丁野郷用水事、以前既被下知無為候處、又違乱之由注進、返々不然候、任先規堅可被加下知」き書状⁵を發し、ついで翌二九年五月、幕府は山門使節に富永庄地下人の「違乱」を停止させた。次のごとくである。

〔史料3〕（二六号文書）

大覚寺御門跡領雜掌申、近江国丁野郷用水号下古井事、訴状如此候、先々有其沙汰候、無相違處^ニ、山門領富永庄地下人等、近日又止井口違乱云々、事実者、不可然、早任先度裁許之旨、可停止無理押妨之由、所被仰下也、仍執達如件、

○署名
ヲ欠ク

山門使節中

この御教書にもとづいて、富永庄の庄務を執行する山門勘定衆は、同年六月九日、富永庄惣政所に「根本用水絵図」を持参し、同月一二日以前に「継夜日可有御上洛」き旨を達した（一七号文書）。かかる経過をへて、七月二五日、幕府は次のような御教書を下して、紛争の解決を図った。

〔史料4〕(二五号文書)

丁野御教書案也

近江国丁野郷用水井下古事、同国山門領富永庄地下人等、每度雖及違乱、有其沙汰候、致弃捐之処、或称馬上井、或号妙臨寺井、致掠訴之条、太不可然、所詮於妙臨寺井者、立新井之上者、至彼古井口者塞之、可被專下古井之旨、可被申入大覚寺御門跡之由、所被仰下也、仍執達如件、

応永廿九年七月廿五日

(富山藩家、道徳)
沙弥判

金剛乘院前大僧正御房

この御教書案で注目されるのは、(1)富永庄地下人が丁野郷用水下古井を、馬上井あるいは妙臨寺井と称し、富永庄の支配を主張していること、(2)両井が応永七年紛争の「かこいの上へ上とひな富永かよりし新井んいを二ほり候」という新井に該当するらしいこと、(3)馬上井については富永庄の主張を認め、妙臨寺井を「新井」と断定し、井口を閉塞せしめて下古井の水量を確保させていること、などである。

妙臨寺井については、井堰の所在も流路も不明であるが、正中二年(一三三五)十一月二日「承鎮法親王附属状」には、五仏院領として「近江国伊香庄・妙臨寺」とあって、伊香庄(中庄)の妙臨寺附近に設置され、高時川東岸の富永庄諸村に引水する井堰と思われる。灌漑地域は、〔史料5〕にいう富永庄下三郷、すなわち小山・高野・馬上ではなからうか。かくして馬上井・妙臨寺井とも、下古井より上流の高時川上流東岸に構築された井堰ということになる。

七月二五日の裁定以後、馬上井は紛争の焦点から外れ、もっぱら妙臨寺井の閉塞と再掘さくをめぐる抗争が展開する。応永二九年の八月頃、御教書の旨に任せ、丁野郷民が妙臨寺井を塞いでいたところ、富永庄の「下郷百姓出合追払」い、「鋤鉄等多落」して抑留されるという事件が激発した(二八号文書)。この事態に対処して山門使節は、九月三日、鋤鉄の返却を「公人」に委託させ、合せて「既上意落居之処、百姓等如此任雅意候、且沙汰人中許容候哉、今度出合候下郷百姓等、於張本人者可有名字注進候、不然者沙汰人可為僻事候」と嚴重な処置を命じた(二八号文書)。それにもかかわらず、翌三〇年四月一〇日には、幕府みずから「去年有糾決御成敗之処、山門領富永庄地下人等、又

致違乱云々、事実者不可然、早為使節堅加下知、可全丁野鄉用水」(四一号文書)しと、山門使節に通達せざるを得ないという事態の進展があり、これに応じて、山門使節は次のような下知を富永庄沙汰人に下すのである。

(史料5) (四一号文書)

富永庄之内妙臨寺古井事、去年既為 上意、任被仰出旨、嚴密ニ寺官并沙汰人中相共、妙臨寺井水を令檢知、掘塞之処、^(掘)旧冬彼古井口を掘開條、非罪科輕、所詮下三郷之内、何郷百姓等如此致沙汰候哉、速致糺明、可有名字注進候、且旧冬以來事、于今不及注進之條、沙汰人無沙汰非一候、重而為 公方被成御下知上者、於緩急百姓者、嚴密可有注進候、聊無沙汰不可有之、為其以信濃少綱、巨細申送者候、仍状如件、

兼宗

(富永三〇年
五月七日)

暹春

富永庄沙汰人中

弁澄

幕府と山門使節の禁庄にかかわらず、富永庄庄民が古井に對する「違乱」、對抗訴訟の「掠訴」、妙臨寺井の閉塞に對する実力抵抗および再掘さくを繰返している実情を知ることができる。しかし妙臨寺井の再掘さくは、たまたまの濁水を乗切るための、やむをえない実力行使ではなく、「旧冬、彼古井口を掘開」くとなるように、農閑季における計画的な施工であった。そこには、何らかの既得権を断固として確保する決意に裏付けられる行動があるのであって、このような背景が、山門使節の再三に及ぶ「張本人」「名字注進」の命令が「沙汰人中許容」によって無視され、加えて在地の実情が山門に伝わらず、山門をして「沙汰人無沙汰非一」と歎かしめる事態を現出しているのである。応永二八年から三〇年にいたる用水秩序の直接史料は以上で尽きるが、おおよそ辿ることができた紛争の展開過程から、この紛争に内在する用水秩序は、庄園内の同一用水で結ばれる郷村の連合を基底とし、濁水を契機とする先例と新儀の拮抗→訴訟→公権力(幕府・庄園領主)による裁定Ⅱ先例の維持、という構造を持つものとして理解できる。それは、正しく庄園制下の用水秩序といえよう。

注(1)(2) 東大寺図書館所蔵「東大寺文書」(東大史料編纂所影写本第四回採訪)

(3) 中庄の庄域は、福田栄次郎「近江国伊香荘の伝領關係」(『日本歴史』三三二)に拠る。

(4) 高時川東岸にかかる富永庄の庄域は、井口日吉神社文書「応永二十九年八月六日 富永荘地下連署定損譜文案」(二二一)号文書に「高ノ孫大夫」とあり、同「卯月二十五日 法橋兼全奉書案」(三三八号文書)に「当庄馬上郷」とあることから、高野・馬上において確実である。

(5) 「井口日吉神社文書」(伊香郡高月町井口日吉神社所蔵)第八号文書、以下、同文書からの引用は、福田栄次郎「山門領近江国富永荘の研究——中世後期における莊園の支配とその様相——」(『駿台史学』三六)付載の「近江井口日吉神社文書略目録」の文書番号のみを示す。

(6) 「三千院文書」二

(7) 福田氏は、注5論文で、富永庄下三郷を高時川西岸の高月・森本・落川・宇根のうちに想定し、これらの諸村がかかわる江戸時代の「下井」と「妙臨寺井」との親近性を予想している。筆者との相違は後考を期したい。

二 戦国期の用水秩序

周知のように、一六世紀中葉以後の江北地方に領国制を展開したのは、京極氏の根本被官浅井氏であった。浅井亮政は、天文三年(一五三四)ごろ京極氏の権力を掌握し、江北の国人領主層の家臣化を推進して、戦国大名への地歩を築いた。

浅井氏の用水政策も、この時期に展開しはじめた。坂田郡相撲庭は、伊吹山塊の西南麓、姉川の狭窄部北岸に位置する村落であるが、天文初年に上坂の大井を破却して引水することがあった。浅井亮政は、これを「先規」を無視するものとして停止し、「何⁽¹⁾不及相屈理不尽之儀者、双方共に可為曲事⁽²⁾」しと、そもそも公権力が干与することのない、当事者間の紛争を禁圧した。ここには、暴力の激発などによって紛争解決の方途を失った当事者が、訴訟の場に解決を求め、公権力が立前としての第三者の裁定を下すという形式にくらべ、はるかに権力的な調停意志の発動をみるこ⁽³⁾とができる。

ついで天文二二年(一五五三)、浅井久政は相撲庭が大井に設置している「分木」の位置をめぐる有力家臣上坂氏との抗争を裁定した。この場合、久政は奉行月瀬忠清と川毛清充をして、「分木」を改めて上流出雲井を落したときの

分水を定めさせ、また久政みずから上坂八郎兵衛尉に書状を宛て、月瀬忠清らとの協調を要求した。⁽³⁾

弘治三年（一五五七）の「御料所三郷」と浅井郡富田庄との紛争には、「先年奉行を遣相極」めた裁定を破り、大石を据置いた富田庄地下人の行為を「新儀」と断定しながら、「有子細者、明後^(六月)日^(廿四)罷上、可申明」と命じ、早くもほぼ一ヶ月後の七月二五日に、「双方立相、水半分宛可執」しとの裁定を下している。⁽⁴⁾

永祿三年（一五六〇）四月二二日、久政は伊香郡片岡郷新堂村地下人に対し、水田五反への灌漑のために新溝の掘さくを命じ⁽⁵⁾、その子長政は永祿九年（一五六六）六月四日、浅井郡小今・馬渡上下および富田がかかわる紛争につき、小今の主張を聴取のうえ、「近年有来筋目、向後不可有異儀」と裁定した。⁽⁶⁾

以上が、管見の及ぶかぎり、後述の伊香郡三井および餅の井に関する浅井氏の施策を除く、用水紛争関係史料の概略である。それぞれの紛争の具体的様相に即応して、浅井氏の対応が異なるのは当然であるが、そこには一貫して用水紛争への積極的な介入と調停ないし裁定、すなわち先例という慣行遵守、ときには権力みずからの新儀の設定を通じて、在地の秩序と生産の安定を意図するという志向性をとらえて大過なかるう。

さて、このような予想は、次に例挙する伊香郡の大井と下井との分水をめぐる事例の検討から、なにがしかの具体性をそえるかもしれない。両井水をふくむ伊香郡高時川西岸の用水体系については、次節で触れるところがあるので、ここでは、高時川が杉野と丹生の谷から平野部に出る、その出口（高時川扇状地の扇頂）に構築された井堰とのみ指摘するに止める（第一図参照）。次に繁を厭わず関係史料を列挙する。いずれも写と判断される。

〔史料6〕？

〔捺封ウラ書〕

浅井新兵衛^(尉)

三田村^(直政)大蔵殿

〔切封〕三田村伊与殿 御宿所

亮頼^(定頼)

福寿庵相煩候、為我等申候、

井公事之儀、世上切水ニ成候間、前々のことく切水之立様を、井奉行へ相尋、可相立候由候、我等当座へ申候へ、前々の立様相論

不相果候間、其段何と成共、一途被相究、可隨其候哉と、(淺井久政)左兵へ申候つる、其段者時分柄候間、先々久政預りの分ニ候て、切水之立様ニ、可相究之由候者、其内百姓共かたへ被仰聞候て、明日ニて候も御登城候而、可被仰分候、為其申候、恐々謹言、(天文四年)七月朔日
(淺井)亮頼(花押)

〔史料7〕(8)

(檢封ウツ書を欠)

大井与下井申詰儀、今日井奉行衆へ相尋、申様候之間、明後日十二可相極候間、必可有御出候、自然奏者之内被違候共、可相果候之間、其御心得肝要候、我等不可成越度候、尚以明後日早朝ニ可被出候、以外飢水ニ付て、双方長々在城候て、切々申候処、今(淺井)日新兵・又次無出頭候、外聞旁以無勿躰候、万事を被打置、御出肝要候、恐々謹言、(天文四年)七月十日
(淺井)久政(花押)

〔史料8〕(9)

(檢封ウツ書)

左兵

(新兵)〔淺井] 菟類
衛尉殿

又〔淺井] 忠雄
次郎殿

〔御宿] 所
〔淺井] 久政

尚々、何かと以後〔] 御返事、不可申候、

大井そうしや衆より書状候、今までハかいふん我等為存分かへ候へ共、此以後ハ何かとしせん承候共、一切不可成候、雨もふり候ハす候、旁以一切其御心得候て、下井へ可被仰候、恐々謹言、
(天文四年)七月十四日
(淺井)久政(花押)

〔史料9〕(10)

大井籠、急度上候へと、一昨日より数度使立候へ共、何かと迷惑候由申候、言語道断沙汰限ニて候間、(赤尾備世)赤新兵へも尋可申由申候、夜前磯野者罷上、赤新へ尋申由候、籠上候へと異見候て、今朝籠上候由、先刻申候間、自是其趣、以使者可申候処、蒙仰候、只今見せ遣、万一不上候者、上させ候て、可罷掃旨申付候、然者籠上候儀御意得候て、可有御事候、其方よりハ切々被仰候、磯野

百姓者、種々なま心へ不申候中ニ、私之迷惑無是非様躰候、籠者上申候、恐惶謹言、

(天文二四年)

七月廿日

(月瀬忠清)

若狭守殿

浅井貞政
忠兵衛尉殿 御報

井越

経元判

(史料10) (1)

(前欠、控封ウワ書を欠く)

儀、井口方より切々被申由、定而今日ハあけ可申候、一昨日(12)状遣候、其趣を以、度々大井へ被申由候、井口方如在とハ不(13)、
尚以可申遣候、定而今日者かこあけ候ん哉と存候、可得御意候、恐惶謹言、

(天文二四年)

七月廿日

(月瀬)

忠清(花押)

(浅井)
貞政(花押)

一連の史料は、天文二四年(二五五)の「切水」(濁水)に際して、上流堰11大井と下流堰12下井との用水配分をめ
くり、浅井氏・奉行と富永庄内の在地家臣との間に取交された書状である。

まず紛争の渦中における各人の位置を確定してみると次のようになる。「史料6」の浅井亮頼は、「史料7」で「無
出頭候、外聞旁以無勿躰候」といわれたように、紛争の一方の当事者であり、彼は富永庄高月郷在住の三田村氏と連
携がある。江戸時代の高月村は下井組の一村であるから、亮頼は下井の代弁者となる。「史料7」久政書状の宛所は
不明であるが、亮頼と対抗すべき立場にある人物であることは文意からみて明らかであり、したがって井口郷在住の
井口経元と考えられ、彼は大井の利害を代表する。浅井貞政・月瀬忠清は、「史料9」・「史料10」からみて久政の裁
定を執行する奉行であつたらう。こうしてみると、

〔大井〕井口経元 → 浅井久政 (浅井貞政) → 〔下井〕浅井亮頼・三田村貞政
浅井忠種・三田村定頼

という相関関係が成立つ。

この関係を前提に書状の内容を検討してみる。亮頼の、この年の渴水に際して、井奉行に前例を確認のうえ、大井の「切水之立様」(渴水時における堰の構築法)で当面の紛争処理を図るとしても、それは「相論不相果」る事態を続けるにすぎない、そこで「一途」の解決策を久政に進言している(史料6)という論理は、下井の代弁者として一貫する。

久政の裁定内容は明らかでない。それは亮頼書状(史料6)にいう「時分柄候間、先々久政預りの分ニ候て、切水之立様ニ可相究之由候」との文言解釈いかんにかかわるが、ここでは保留せざるを得ない。ただし裁定に当って、久政がかなりの決意を秘めたことは、「自然奏者之内被違候共」裁定を下し、久政自身「越度」を犯さないとする態度(史料7)、七月二二日の裁定後は、「何かとしせん承候共、一切不可成候」という表白に示される(史料8)。裁定の結果は、旧慣によったか、それとも新儀を設けたか不明であるが、結局、大井堰の一部を破却(＝籠上)して、下井に分水することになった。久政の裁定を執行する貞政・忠清は、もっぱら井口経元に周旋した(史料10)。

(史料9)により経元の去就をみよう。彼は裁定五日後の七月一日から、大井懸り村々に「籠上」を傳達するが、百姓には「何かと迷惑」と拒否される。「言語道断」と憤りながら、経元は赤尾清世に仲介を依頼し、もっとも強硬であった大井の最末流の磯野村百姓に対する説得を期待する。七月二〇日、ようやく「籠上」の見通しがついたところに、(史料10)の書状が舞込む。経元は(史料9)の書状を大急ぎに書上げ、「籠上」への努力を誓わなければならぬ。

これが、かつておそらく富永庄惣政所を主宰し、伊香郡三用水の管理権を掌握していた「井預り」井口氏の、天文年間における有様である。

このような経元の苦渋は、何に起因するのであろうか。下井の利益代表として亮頼に出頭を求められた三田村貞政らは、登城に先立って「百姓共」の意見を徴することを忠告され(史料6)、経元は大井の「籠上」に執拗に抵抗する磯野の百姓に手を焼くのである。われわれは、この紛争の現実的情景として、大井の「籠上」を要求する下井懸り諸村の農民と、それを拒否する大井懸り諸村の農民の、高時川堤上の緊迫した対峙を想像して誤りない。経元の苦渋と逡巡は、上位の裁定者の意志と、農民の生産確保の決意の狭間に生ずるのである。

富永庄内では、すでに享祿五年（一五三二）に森本惣が落川郷から井水を二貫文で買入れ、天文八年（一五三九）に六貫五〇〇文で南北高月郷から井水の売却をうけるといことがあった¹³。このような村落相互間の用水売買は、個別村落ないし同一用水系諸村Ⅱ井組による、用水の萌芽的な〈所有と利用〉の結合、井堰と水路の実質的所有と管理の掌握を達成しつつあった過程と評価できるだろう。用水紛争に発揮される農民の、一見「頑迷」にまでみえる力は、村落内部の階層差や井組上下流の利害対立という矛盾をふくみながら、庄園制下の用水秩序を郷村のがわに奪取する過程に、その基礎をもっているのである。

この段階では、井口経元のように本来庄園所職に連なる庄官層の用水支配権は、危殆に瀕する。政治的・軍事的な諸契機を通じて領国化を推進する大名権力のものに、在地土豪が結集したことは、在地の情勢変化Ⅱ郷村に依拠する農民と庄官層との対立激化を媒介として、後者が直面する矛盾を打開する方途を求めた結果である。この過程は、必然的に、より高位の権力に紛争の裁定権が移行する過程をとまなう。浅井氏の比較的多様な用水紛争裁定が、かなりの積極性をおびて遂行された現象は、土豪層の求心的階級結集を達成し、その頂点に立った大名権力と農民との対峙という、基本的な階級関係の形成を、その背景にもっていたのである。

注

- (1) 小和田哲男『近江浅井氏』（『戦国大名叢書』6） 以下、用水関係史料の博搜は、多く小和田氏の仕事に拠っている。
- (2) 「宮川文書」（『東浅井郡志』四所収）
- (3) 「宮川文書」・「上坂文書」（『東浅井郡志』四所収）
- (4) 「富田文書」（『東浅井郡志』四所収）
- (5) 「新堂区有文書」（伊香郡余呉町）

当郷堤之上に在之下地四五反、水不届由候、従彼在所溝掘可通候、可成其心得候、謹言、

永祿参

四月廿二日

浅井

久政（花押）

片岡内新堂村

地下人中

これよりさき、旧余呉庄片岡惣郷と新堂村との間に水論があった。書状形式をもつ在地の記録であり、未紹介の史料であるので参考に供したい（新堂区有文書）。

猶以、ケ様ニ申候者、弘治参年之事也、

就片岡郷之内杉森之水之儀、新堂村与惣郷申詰候由候、同百姓之儀候間、双方可然様ニ御異見肝要候、唯今双方来、申様承分者、近年水不分出、新堂村申候、別ニ片岡郷井之水候へハ、是も尤ニ存候也、

一 大事之公方、過分ニ拘百姓之儀候、第一当年者御代官衆へ訴状を上、十日以後、惣郷之者罷上申候間、不可能許容候へ共、御兩人承候間、先大方其分候処、日数積候へハ、六十余ケ日ニ相当候、無是非惣郷申様ニ候之間、当年之儀者扱へも不立入候へ共、被仰越ニ付て、拙子存分申候事、

一 後年之儀者別角ニ申様ニ候て、損免なども於応其者、番水ニ成候てヨリ分候へと被仰付、可然与我等者存候事、

一 新堂へ通候水、池原へ通候、道之従上出候水之分者、一切ニ新堂へ可被取儀与、我等者存候事、

一 従道下出候水をハ、惣郷へ落可然存候事、

一 一番水下江行届、上江あげ候時、彼水不新堂へ、如今迄可取与存候事、

右分者、双方罷上候百姓者合点候間、下々迄も其由、從御兩人被仰付可然存候、恐々謹言、

八月二日

花京（花押）

（切封）

宗印

東野左□進殿

御宿所

花京

東野□喜院

(6) 「富田文書」(『東浅井郡志』四所収)

(7) (8) (9) (10) (11) 「三田村文書」(高日町高月 三田村敏彦氏所蔵)

(12) この紛争を天文二四年とするのは、『東浅井郡志』編者の「以上五通ノ文書、何レモ皆天文二十四年ノ井公事ニ関スル者ニシテ其結局ノ裁許状ハ、磯野共有文書ノ中ニ収メアリ、就テ覽ルベシ」という考証による。「磯野区有文書」は次の二点である。

1 浅井久政裁許判物写（折紙）

富永庄大井堅様儀、今度井奉行如誓談可相堅候、不可有異儀候、恐々謹言、

浅井

天文廿四
七月廿三日

久政（花押）

大井懸所々
百姓中

2 井奉行起請文写

天罰起請文事

- 一大井懸様、一重立・二重立之儀者、先以存知不仕候、河水強時者、二重も三重も相堅所も、可有御座候、亦一重之所も可在之候ニ哉、飢水ニ成候とて、二重・三重之儀執候儀者、不承事、
 - 一逗留・薦止之儀者、大井五能々可被成御尋事、
 - 一飢水之時、下井ヨリ就訴訟、手崎明候儀、六分一遣候支、
 - 一去々年、大井立様越前守成道寺に、三日在城仕候時、被成御尋、可被書起請旨候、井奉行五左様之義、一向無分別候間、存分申者、於其上、非分申方可有御礼明之由、御返事被申候事、
 - 一一段飢水ニ成迷惑之時、下井ヨリ訴訟申、手崎明申候間、さ様之義被成御分別、可被仰付事、
- 右条々最負偏頗、更不存候、有姿申上候、万一於偽申者、
- 日本国中大小神祇、富士・白山・春日大明神・天満大自在天神・熊野三所之権現・八幡大菩薩、殊者当社山王可蒙御爵者也、仍起請文如件、

天文廿四年七月廿三日

平井九郎右衛門尉
(ママ)
竹本太郎次郎

この両通の文書を、原文書によって検討してみると、(1)浅井久政判物は、「写」と明記される(2)井奉行起請文とまったく同筆であり、また署名の「久」字に運筆の乱れがある。ところで両通は、寛文四年（一六六四）に発見されたのである。高月町「井口区有文書」にも両文書の写しがあり、その末尾に「右両通之御証文、磯野村ニ昔より御座候、当年飢水ニ付、下井と水論仕取出し奉拜見仕、其次而ニ写候而、拾式ヶ村之庄屋致判形、為末世井口村ニ置申候、以上 寛文四年辰壬五月四日」とあって、井口村以下大井懸り諸村の庄屋が連名している。これに対して、磯野村庄屋・肝煎は、「右両通之御証文、磯野村ニ昔より預り申所実正也、重而飢水之時節、下井を新法申懸、公事出来仕候ハ、其節大井懸拾式ヶ村へ相渡し可申候、万一火事損失仕候ハ、其様子証抛ヲ糺、御理可申上候、為私用大井組中より外へ相渡候と、横相を成共、御聞届被成

候ハ、御公義様江被仰上、如御仕置可被仰付候、為末世預り状如件 寛文四年辰壬五月四日」という請書を大井懸り十二ヶ村庄屋百姓中に宛てた。(1)、(2)の文書の文言の検討をふくんで、このような徴象は、大井と下井の紛争を天文二四年と断定するためにためらいを感じさせる。

さて、「井口区有文書」には、次のような井奉行の文書が保存されている。

3 富永井水立様諸仕置覚書(写)

- 一 松田井、柴ニ而ひとへ立、
- 一 上水井、たわし一系立、
- 一 大井、土表土芝ニ而二重ぬい、手さきあけ、水六分一下井へ落シ遣候極、
- 一 下井、妙蓮寺井、かこ入かため、土表土芝ニ而立詰ル、
- 一 大井下井へ六分一水はかり候時者、井本ノ水をむしろニ而三日とめ候て、水のくらいを見届、はゞ三尺式分ニ板ニ而かつとりをさし、其かつとり口を六分一の水遣候極ニ候、其時下井を礼物ニ、酒壺斗五升入志桶・そうめん代三百文分・魚一ツ・清心一ツ、井口御奉行衆へ上ル、
- 一 大井口はせうめ候時、物部村・磯野村を訴訟ニ付、丁場割ならせ候時、下ノ郷を樽式ツ・凶時之物一色、

井奉行

平井九郎右衛門尉

同 竹本 太郎二郎

天文廿貳年

八月吉日

この文書と、前掲(2)の起請文を比較するとき、文言の是非、井堰の構築法——とくに上流堰から下流堰へ下るにしたがって流水を止める方法の適否、大井と下井の分水慣行、(2)の第三条が(3)を否定していること等々、慎重な検討が必要であるが、ここでは紛争が天文二四年に発生したと断定するには、問題があることの指摘に止めておきたい。

(13) 「森本区有文書」(高月町)

〔補論〕餅の井の懸越しについて⁽¹⁾

伊香郡の三用水と高時川東岸の浅井郡餅の井との用水配分慣行は、水利史研究上、著名な事例になっている。たと

えば喜多村俊夫氏が「餅の井落し」という渇水時における上流井堰の一時破却による下流井堰への分水慣行を

中世末戦国期に於ける江北の有力者浅井久政は、其の武威を以て対岸の伊香郡富永庄井口在城の井口越前守を圧倒し去り、其の余威を以て井口氏支配の大井・下井の堰止を超越し、浅井郡側（南岸——東岸の誤りか——引用者注）に取入口を持つ餅の井を下流から最上流に移転せしめたのであったが、其の代償として大井・下井に対して、愈々渇水甚だしい時には「餅の井落し」を行ふことを分水慣行として許可したのに發すると云ふ。

と述べ、小和田哲男氏がこれを敷衍しているごとくである。この場合、浅井久政が強行した餅の懸越し³⁾井堰の最上流への移動を証するとされるのは次の文書である。⁴⁾

1 浅井久政判物写

餅井懸越之事、井口越前守許容之上者、末代不可有違失候、尤掛越之村々、為時限之嚴重相守可申、宜可仰付候、為其恐々謹言、

天文十一

浅井左兵衛尉

五月六日

久政（花押）

八相遠江守殿

并ニ村々百姓

長男中

2 浅井久政判物写

餅井懸様儀、川筋共如絵図面、不可有異儀候、宜可仰付候、恐々謹言、

天文十一

浅井

五月十一日

久政（花押）

八相遠江守殿

并ニ所々

百姓中

3 浅井久政判物写

高月川預り井口越前守許容之上、餅井懸越し候間、以来者心得候而、飢水ニ成迷惑之時ハ、水まかし可被致候、恐々謹言、

浅井

天文十一

久政(花押)

五月十五日

大井懸り所々

百姓中

小和田氏によると、「久政文書を編年順に並べてみた場合、天文十一年段階における久政は、新九郎を称しており、左兵衛尉の署名は全くない。そればかりか、左兵衛尉は天文十九年(一五五〇)以降使用されていた」ということであり、文言をふくめて、これらの文書の取扱いはよほど慎重でなければならぬ。しかし慶長九年(一六〇四)閏八月一日「浅井郡用水裁許絵図」(第二図)によると、伊香郡三用水および松田井の上流に「あさいもちの井」が描示され、「此井たてようの次第、右にてせき、面に柴をさかさまにならへ、砂をはねつけ、上を水こし申候」とあって、慶長九年現在における餅の井堰の位置は明瞭である。しかし注目すべきことは、絵図の描示によると、最上流井堰で取水した水路が、伊香郡三用水の下井の下流でふたたび大川(高時川)に合流し、改めて「もちの井水」として取水していることである。これは、懸越しが一举に強行されたのではないことを示唆するかもしれない。このような問題があるが、餅の井の懸越しそのものは、江戸時代以前であったことは確実である。

注

(一) 餅の井の名称の起源に関して次のような伝承がある(高月町「磯野区有文書」)。

餅ノ井起リ事

浅井郡中野村ニ往古せ、ラキ長者といふ人あり、此村ハ高月川より東ニノ、山麓ニ依テ土地高ク、用水ノ便ナシ、行程四里許北に、伊香郡井口村ニ井口越前守とて、高月川ノ預り也、此故ニ長者川流ヲ井水ニせん更テ請、更綾千駄・錦千駄・餅千駄ヲ牛ニつけて贈ル、越前守許諾ス、ユヘニ長者川水ヲ分ケントスレバ、高地へ水引上ルコトアタハズ、長者ノ娘松ノ前ヲ井堰ニ沈ム、而後水上ル事成テ、其筋八ヶ村ノ田地ヲ閔スナリ、彼餅ニテ請タル処ユヘニ、餅ノ湯ト号クル者ナリ、

井ノ大明神 餅ノ井ノ水ノ分口ニアリ、毎年三月二十五日、長者マツリトテ、彼せ、ラギ長者ヲ祭ルナリ、紙袋ヲコシラへ、明神へ奉ル者ナリ、

(2) 喜多村俊夫『日本灌漑水利慣行の史的研究 総論篇』第七章「用水の分配と用水権」2 「一定の様式による上流堰の一時の破却(切落)による分配」

(3) 小和田哲男「戦国期在地領主の存在形態」(『日本史研究』一〇七)、『近江浅井氏』(戦国大名叢書)

(4) 「井口区有文書」(高月町) 等

(5) 小和田哲男「浅井氏三代文書集」解説

(6) 「井口区有文書」(高月町)

三 近世的用水秩序の成立

伊香・浅井郡の地は、元亀元年(一五七〇)六月の織田信長による小谷城攻撃に始まり、天正元年(一五七三)八月の浅井氏滅亡にいたる間、しばしば激しい戦乱の渦中にまきこまれた。小谷山に直面する虎御前山には、羽柴秀吉を主将とする堅固な城砦が築かれ、信長の出陣ごとに小谷城下諸村や余呉・木之本は放火された。浅井氏滅亡の直前には、木之本地藏(浄信寺)も焼亡し、月瀬・丁野・田部でも戦鬪があつた。⁽¹⁾天正十一年(一五八三)には賤ヶ岳合戦があり、江北を舞台とする戦乱は絶えなかつた。この間に農民が蒙つた生産と生活上の被害は想像に難くない。

慶長五年(一六〇〇)九月の関ヶ原合戦終了後、この地は徳川家康の支配に組みこまれ、⁽²⁾同七年(一六〇二)に小堀正次による検地が施行され、第一表・第二表に示すような支配が成立した。この間における用水紛争に関する残存史料を概観してみると次のようである。

天正二年(一五七四)三月、長浜城主羽柴秀吉は、浅井郡野村と三田村の水論を裁定し、「干水之刻者、三田村江三日、野村へ一日、追日番水」とすることを命じた。⁽³⁾天正一七年(一五八九)八月、浅井郡中野村と青名・八日市村の山田川用水をめぐる紛争に際して、豊臣秀次の奉行人は、中野村の用水権を安堵したが、「於井頭双方出合、井水令相論、互刃傷之事、太曲事之由被仰出、任喧嘩御停止之旨、右之三人村々耆人宛三人御成敗」と過酷な刑に処した。⁽⁴⁾同一九年四月にも、つづいて水論があり、長東正家ら浅井郡蔵入地代官が「従八日市村相立候井溝」を「新儀」

とし、「大川筋先規之所へ井口を明、用水可相通」と裁定を下している。⁽⁵⁾

さて、江戸時代における伊香郡・浅井郡の高時川利用の用水は、次の様に概略できる(第一図参照)。高時川西岸の諸村は、上水井組・大井組・下井組の三井組に編成されていた。井口村が井頭である。大井組のうち井口・雨森・持寺・保延寺・柏原・渡岸寺村を上六組、東物部・西物部・横山・唐川・磯野・東柳野・中(柳野中)・高田村を下六組という。慶長九年における村別の領主・村高・井懸りを第一表に示した。また、寛文九年(一六六九)七月二六日「伊香郡三井村高書上覚」によると、上水井懸り八ヶ村・二三八〇石、大井懸り一四ヶ村・一〇一六〇石、下井懸り八ヶ村・五四六〇石、合計二七ヶ村・一八〇〇〇石であった。高時川東岸の伊香郡には、高野村にかかる松田井と、雨森村の一部にかかる乙子井があった。

浅井郡の餅の井は、一名八ヶ井ともいう。八ヶ村を灌漑する井水の意である。正保四年(一四六七)八月二〇日の「餅の井組訴状」(史料12)は、餅の井組として第一図の諸村が連名するが、慶長九年閏八月一日「浅井郡用水裁許絵図」(第二図)に、村高および知行人名が明示される八ヶ村が本来の井組であったろう。

井堰は上流から下流へ、餅の井・松田井・上水井・大井・下井・乙子井の順で構築され(第三図)、古くは前節注(17)3「富永庄井水立様諸仕置覚書写」あるいは「浅井郡用水裁許絵図」の注記のごとく、上流堰ほど流水の通過を容易ならしめる構造であったらしい。これらの井堰は、昭和十五年(一九四〇)高時川合同井堰の完成後に撤去された。大井のうち、保延寺村と雨森村を灌漑する支線の分岐点「ゴウノマタ」と、下井が「ゴウノマタ」から分岐した大井支線を交叉点で越す乗樋は、井堰および取入口とともに細心な保守のもとにあった。乗樋は五〇年ごとに嚴重な架換えがなされ、明治三十九年(一九〇六)九月二五日に架設された最終の乗樋は、昭和十五年(一九四〇)九月二八日に撤去された。

徳川氏掌握後の伊香・浅井郡水論史料は、慶長九年(一六〇四)に初出する。この年の渇水に水論があり、閏八月一四日に裁許状が下された。⁽⁹⁾

第1表 慶長9年伊香郡三用水村別領主・村高

村	領	主	村高	井懸
尾山村	蔵入	鈴木新五左衛門	242 石	上水井
洞戸村	蔵入	彦坂九兵衛	194	〃
田部村	蔵入	鈴木新五左衛門	588.2	〃
千田村	給人	千田采女	924	〃
布施村	給人	板倉伊賀守・加藤喜左衛門	408.28	〃
井口村	蔵入	彦坂九兵衛	2,190.5	大井
雨森村	蔵入	鈴木新五左衛門	1,050.45	〃
持寺村	蔵入	彦坂九兵衛	190	〃
保延寺	蔵入	彦坂九兵衛	439	〃
柏原村	蔵入	彦坂九兵衛	526.3	〃
渡岸寺	蔵入	彦坂九兵衛	290.8	〃
東物部村	蔵入	彦坂九兵衛	490.8	〃
西物部村	給人	板倉伊賀守・加藤喜左衛門	831.4	〃
横山村	給人	彦坂九兵衛	341	〃
唐川村	蔵入	彦坂九兵衛	1,030	〃
磯野村	給人	鈴木新五左衛門	68.5	〃
東柳野村	給人	安藤彦兵衛・成瀬小吉・米津清右衛門	1,159.9	〃
中村	給人	間上五左衛門	400.8	〃
高田村	給人	安藤彦兵衛・成瀬小吉・米津清右衛門	416	〃
落川村	蔵入	鈴木新五左衛門	358.5	下井
高月村	蔵入	彦坂九兵衛	1,896.6	〃
森本村	蔵入	彦坂九兵衛	303	〃
宇根村	給人	板倉伊賀守・加藤喜左衛門	631	〃
東阿閉村	給人	鈴木新五左衛門	1,033.5	〃
西阿閉村	給人	安藤彦兵衛・成瀬小吉・米津清右衛門	1,220	〃
西柳野村	蔵入	鈴木新五左衛門	399.7	不 _(下井カ) 明
熊野内	蔵入	鈴木新五左衛門	400	〃

慶長9年閏8月14日「伊香郡用水裁許絵図」(井口区有文書)

(注) 井懸り別は、井口区有文書寛文9年7月26日「寛」による。

〔史料11〕

(写)

(伊香)

(浅井)

今度いかこ・あさい水問答、双方可承之由、御錠候間、絵図并双方申上候処ニ、年来無之所ニ而も水ひかせ可申由、被仰出候、其心得候而、以来共如前々、日損無之様ニ、水うけ可申候、内々申分ニ而公儀かるしめ、けんくわなと仕候者、双方可有御成敗旨、被仰出候、及迷惑候者、何時も目安ヲ以可申上候、以上、

板倉伊賀守 (花押)

慶長九年辰

壬八月十四日

伊香郡

百姓中

大久保石見守 (花押)

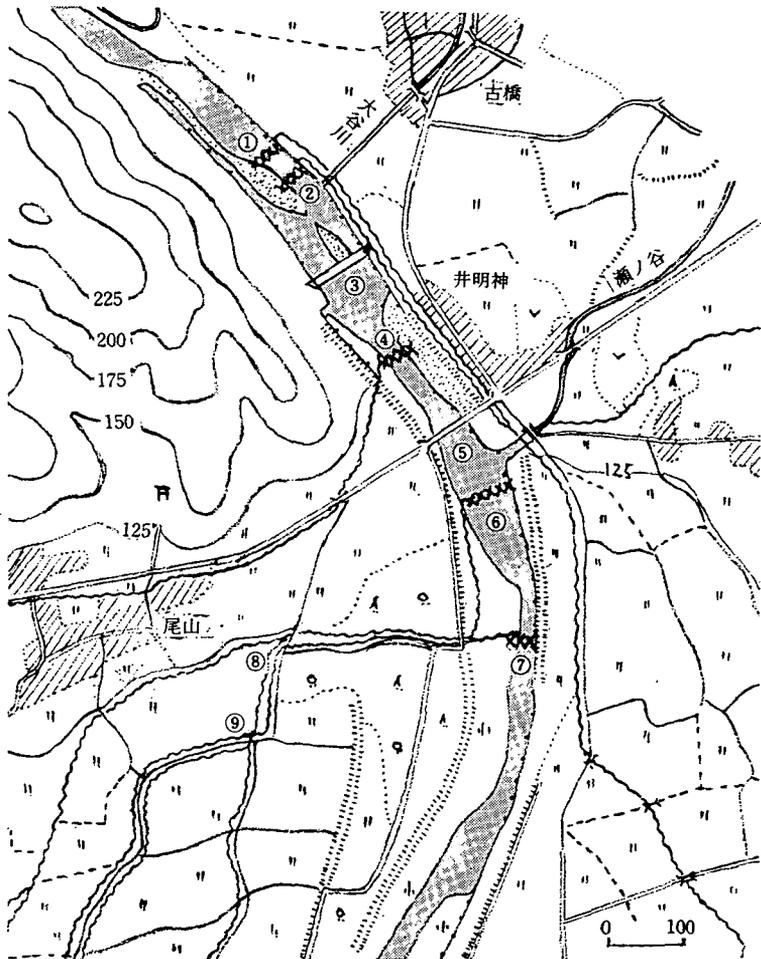
この裁許状は、前掲第二図に略示した「浅井郡用水裁許絵図」および第一表が依拠した「伊香郡用水裁許絵図」を付属する、きわめて重要な裁許と思われるが、内容はいたって曖昧である。しかし推量するかぎり、「年来無之所々ニ而も水ひかせ可申」という文言で、餅の井懸り浅井郡諸村の用水確保を承認するふしがあり、また用水紛争にとまなう実力の衝突を、公儀無視として死刑をもつて威圧していることが注目される。

前述のように天正一七年(一五八九)八月の浅井郡中野と青名・八日市水論においては、三ヶ村三人の百姓が死刑に処せられ、また年次不明であるが、浅井郡三田・野村の紛争では、三田村又十郎なる百姓が磔刑にかかった。⁽¹⁰⁾ 伊香郡では、慶安五年(一六五二)の大井懸り雨森村と下井懸り諸村との紛争は、伏見奉行の裁決により雨森村久兵衛・犬千代父子が雨森河

第2表 浅井郡餅の井村別領主・村高

村	領	主	村高
(1) 郡上村	御給人	肥田与左衛門殿	450石
(2) 二又村	御蔵入	西江勘兵衛殿	420
(3) 別所村	御給人	肥田与左衛門殿	220
(4) 留村	御給人	肥田与左衛門殿	480
(5) 丁野村	御給人	西江勘兵衛殿	1,580
(6) 中野村	御給人	日下部兵右衛門殿	1,350
(7) 山脇村	御給人	西江勘兵衛殿	450
(8) 川毛村	御給人	村上右兵衛殿	1,040

(注) 慶長9年閏8月14日「浅井郡用水裁許絵図」(井口区有文書)の書入れを表示する。



- ①餅ノ井堰 ②松田井堰 ③合同井堰 ④上水井堰
 ⑤井明神橋 ⑥大井堰 ⑦下井堰 ⑧ゴウノマタ
 ⑨乗樋(下井が、ゴウノマタから分岐した大井を越す)
 (注) 合同井堰完成以前の井堰および用水路を示す。

第3図 高時川の井堰

原で処刑されて結着した。これらの事例は、水論を治安対策上から危険視し、調停能力の限界を超える紛争には、極刑をもって臨む公権力の本質を暴露するものである。用水の有効的利用を農民に保証する投資が行われなにかぎり、水論は必然的に続発する。はたして一七世紀中葉に、深刻な紛争が集中的に発生するのである。

寛永三年（一六二六）に、伊香郡三用水諸村と浅井郡餅の井との紛争があったが、筆者にはその経過を明らかにする準備がない。「史料12」等によって、伊香郡の庄屋八名が「三年籠舎被仰付」れたことを知るのみである。ついで正保四年（一六四七）の紛争が発生する。基本的史料を次に掲げる。

〔史料12〕

乍恐謹言上□□

（餅・以下同じ）

一 江州浅井郡之持井水、前々も取来り申候処ニ、当年日照ニ付、伊香も新規をくわたて、井水之せきを引おとし、水遣さげ不申、迷惑仕候御事、

一 浅井郡井水之立口迄、毎日見せ申候を、伊香も大勢罷出、鍵・ほう・ねつ・つきと申ものを、持井水之口にて度々ニおたて、散々ちやうちやく致し、日々ニいため、何共迷惑仕候御事、

一 先年廿貳年以前寅年、伊香も我かまゝ成儀仕候を、御国御奉行之小堀遠江守様へ申上候へハ、被聞召分、伊香郡之庄や百生八人之内、雨森村も式人、柳野村も一人、物部村も式人、尾山村も老人、落川村も老人、いその村も一人、以上八人之もの、三年籠舎被仰付候故、それ方今迄かまひなく、浅井へ水をつくし申候処ニ、遠江守様御死去故、伊香郡百姓中一揆のごとく、人数多ク罷出打たて、井水之口をつめ、せき申候石をきりおとし、もちの井へ水こし不申候、浅井郡拾ヶ村ハ連々日損仕、何共迷惑致し候御事、

右之通被聞召分、前々のごとく被仰付被下候者、有難可奉存候、先年四十四年以前辰ノ年ニ、（備川家殿）被成御座候御時、為御誕、御見使保坂金右衛門様・新見彦左衛門様、井筋御覽被成、双方絵図ニ御判被成、其上御折帟相添御座候、并大久保石見守様・坂倉伊賀守様御折帟御座候、如前々もちの井水きりおとし不申様ニ、被仰付被下候者、有難恭可奉存候、以上、

正保四年

浅井郡之内

亥八月廿日

伊井掃部頭御知行

中野村

如此目安上候、致返答書、

作右衛門

公事日ニ罷出、対決可仕者也、

八月廿一日

(五味) 備前 (水野) 石見

井口

保延寺

持寺

雨森

柏原

渡岸寺

西物部

磯部

柳野

宇根

〔史料13〕

乍恐返答

一井水之儀ニ付而、江州浅井郡より御目安指上ケ被申候、右之川筋ハ、全伊香郡之水にて御座候へ共、浅井郡へも少々引被申子細御座候由、就其糺敷絵図并板倉伊賀様・大久保石見様御折紙御座候由、浅井郡より被申上候、伊香郡ニハ不知案内ニ御座候

へ共、左様之儀ニ、定而偽ハ御座有ましく候間、御証文之御様子次第と奉存候事、

一去夏飢水ニ付而、伊香郡之もの共罷出、徒を仕候様ニ被申上候、何も偽にて御座候、結句浅井郡より大勢を催、武道具を持上り、大川をせき切、伊香之井手へ少も水通し不申、色々我かまゝなる儀を被仕候、就其伊香領末之村々ハ事外日損仕候、当郡

丁野

若狭

伊部

与介

郡上

長介

山之わき

忠大夫

二俣

三郎右衛門

下山田

新介

河毛

(方) 彦部

別所

平左衛門

留目

孫庄司

之水を他郡へ被取、日損仕儀ハ迷惑千万ニ奉存候、此御断ハ別而申上度奉存候ニ、還而浅井より御訴訟被仕候、我等之村々ハ、御法度糺敷御座候故、申事なとハ少も不仕候、

一廿弍年以前寅ノ年、伊香郡御藏入之百姓共、籠舎被仰付候儀被申上候、其刻之儀ハ、小堀遠江様御代官衆対し、御給所方々百姓共慮外を申ニ付而、其御腹立ニ而被仰付候、其以後自余之村々も、猶以わかまゝなる儀少も不仕候、以上、

正保四年

亥十月八日

井口村

孫兵衛

持寺村

久右衛門

保延寺村

長右衛門

雨森村

弥市郎

洞戸村

弥次右衛門

東柳野村

三四郎

西物部村

源右衛門

磯野村

左近右衛門

柏原村

多兵へ

渡岸寺村

新右衛門

〔史料14〕

乍恐返答

一 井水之儀ニ付而、江州浅井郡より訴訟被申上候、右ノ井水懸リ申候伊香ノ村數廿七ヶ村御座候処ニ、十ヶ村斗を相手ニ仕候義、ふしんニ奉存候、乍去先十ヶ村斗ノ所存、可被聞召上之由、御意ニ御座候間申上候、彼井水先年より浅井ニ御証文御座候由被申、年々水引被申ニ、少も伊香方さゝいり申儀無御座候、向後も御証文之旨ニまかせ、ふんさい程水引被申候ニ、少もかまひ無御座候御事、

一 去夏飢水ニ付而、伊香ノ者共罷出、徒ヲ仕候様ニ被申上候、何も偽ニて御座候、惣別井水ノ義ニ付而、少も申事仕間敷之由、我等共地頭より堅被申付、当夏も書付を取被申ニ付、一切私成儀不仕候、結句浅井郡より大勢ヲ催、武道具ヲ持上、大川をせき切、伊香ノ井水、少も水通不申、伊香領末ノ村々ハ日損仕、致迷わく候、向後浅井郡我かまゝを不仕、右井かゝりノかつかう程、水引被申候様ニ、被仰付可被下候御事、

一 廿貳年以前寅年、伊香郡御蔵入之百姓共、籠舎被仰付候義被申上候、其刻も浅井より恣仕ニ付而、伊香方も罷出、小堀遠江様御手代衆へ慮外を申上候由ニて、籠舎被仰付候、其刻ノ御仕置ニこり申故、取分井水ノ義ニ付而、伊香郡少も私成義不仕候、

一 度々御裏判頂戴仕、伊香郡選参ノ様ニ罷成、めいわく仕候、然ハ九月十一日ニ御断申上、百姓之儀ニ御座候者、延引仕候、残十七ヶ村をさそひ合申候、其上暖の道も御座候、又ハ当立見を仕廻、其外御代官替之あいさつを申、又ハ郷境以下御改之奉行も御座候、かた／＼ニ付而、郷中ニ日數十七八日ほとかゝり、十月朔日ニ大津へ上着仕候、百姓の分として御公儀様ヲ恐不申儀ハ、毛頭無御座候御事、

一 残十七ヶ村、我等共同事ニ罷罷上由申合、我等共ハ十月朔日方京大津ニ相詰申候、右十七ヶ村へ切々書状ヲ遣申候へ共、返事も不仕、右申上候ことく、井水之儀ハ十七ヶ村かまひ不申候うへハ、只今罷出候、十ヶ村も少もかまひ無御座候、浅井郡方大川をせき切、水をとをし不被申、めいわく仕候、向後飢水之刻ハ高相応程、分水ニ罷成候様ニ、被仰付被下候者、難有可奉存候御事、

正保四年

亥ノ十一月九日

※井口村・持寺村・保延寺村・雨森村・渡岸寺村・磯野村・柏原村・柳野村・西物部村・洞戸村、庄屋連名省略

紙幅の都合上、以上の史料による訴訟の経過の詳述は避けるが、引用外の史料を加えて事態の推移を辿ると、大略次のごとくである。

正保四年八月二〇日、浅井郡十ヶ村は伊香郡給所村(彦根藩領以外の諸村)を相手取り、大津代官所に訴状を提出し、慶長九年の裁許〔史料11〕にまかせて、餅の井の井堰破却、取水口埋立てという実力行使を禁圧し、浅井郡への通水を確保する裁定を求めた〔史料12〕。翌八月二日、郡代五味・水野は伊香郡十ヶ村に裏判を下したが出頭せず、ついで九月一日・九月七日・九月二〇日・九月二五日の出頭命令にも応じなかった。九月二七日に浅井郡の再訴状が提出され、同日の裏判が通達されるに及んで、ようやく一〇月八日に伊香郡の返答書が提出された〔史料13〕。返答書は言う。慶長九年の裁定は、浅井郡が板倉・大久保の折紙と裁許絵図を持っているというのであるから否定はしないが、不法は浅井郡にあり、大川(高時川)を堰切り、伊香郡に水を配分しない、と。

一一月九日の再返答書で、伊香郡は妥協案を提示する〔史料14〕。(1)慶長九年の裁許どおり浅井郡に「ふんさい」(分際か)ほどの分水は応諾する、(2)浅井郡の実力行使は不法である、(3)伊香郡は渇水時に高相応の分水を要求する、というのがその骨子である。裁許の内容は明らかでない。しかし後掲〔史料15〕には「井水之儀ハ如先規双方へ水引候様ニと被仰付」られた、とあるから、慶長九年裁許の遵守ないし何らかの妥協によって終息したようである。

筆者は、この訴訟を公平に判断しようとするものでなく、またその材料を持たない、むしろ問題の所在は、紛争当事者たる農民の論理をどのように評価するかということにあるだろう。伊香郡の百姓は言う。「右川筋ハ、全伊香郡之水にて御座候へ共、浅井郡へも少々引被申子細御座候」と。また彼らは寛永三年(一六二六)の紛争に際して、小堀政一の代官を立腹させ、入牢に処されるほどの「慮外」の言を吐いて主張するところがあった。われわれはここに、伊香郡の農民の高時川支配に対する強烈な意識をみなければならぬ。浅井郡の農民も、慶長九年裁許を振りかざし、激しく主張した。両者は同一の意識と論理で相対峙するのである。それ故に紛争の解決は、権力の調停や介入よりも農民相互の妥協以外にはない。むしろ権力の強圧を回避しつつ、第三者の仲介(曖い)や当事者の努力の積重

ねて妥協点を見出して行くことこそ、唯一の現実的な方途であったのではなからうか。

正保四年の紛争を経験した両郡の農民は、その後の紛争処理にあたって、自主的な解決策を見出す努力を重ねたと考えられる。次の史料は、その間の事情を予想させるものである。

(史料15)

乍恐御訴訟申上候

一 浅井餅之井懸りと伊香郡之内上水・大井・下井と水論之義、往古より伊香郡三つ之井水へ、先規之通水引申義、紛無御座候儀様へ罷出、対決仕候へハ、水野石見守様・五味備前守様御聞分被成、先規之通水引可申御意にて、相済申候御事、

一 右之通ニ相済候井水を、又候哉当年かつ水ニ付、浅井之井組ヲ新法仕懸、御百姓不残井本へ罷越、浅井之井水へ立詰、伊香三つ之井水へ水さけ不申、田地日損仕ニ付、当七月十七日ニ井水之口あけニ參候へ者、丁野村之御百姓多道具ニ而かゝり、伊香三つ之井組之内、磯野村之百姓老人・柳野村之百姓老人、十死一生ニ手を負セ、いまに養生仕罷有候得共、草臥百姓之事ニ候へハ、御公儀様申上候事も不罷成、迷惑仕候御事、

一 七月十八日・十九日・廿日迄、浅井之井水立詰、伊香へ水さけ不申ニ付、廿日ニ井水之口あけニ參候へハ、浅井之井組不残井本ニ相詰、多道具ニ而井水立候所へ罷越被申候ハ、不残ころし可申候間、落シにかゝれ候へかすと、口上高ニなりのりかけられ候ニ付、近所まで參候事も不罷成、引得申内ニ、尾山村清兵衛罷出、双方あい引ニ仕候へと、暖被申候ニ付、水も取不申、伊香井組之もの共、空罷候御事、

一 七月廿六日・七日両日、浅井之井水へ水立込、伊香三つ之井水へ水さけ不申候ニ付、水口あけに參候へ者、丁野村之御百姓不残罷出候而、多道具ニ而井水立候上ニのり居候而名乗かけ、井水落シ申候ハ、ころし可申と申ニ付、伊香三つ之井組之百姓共しらミ候て、井之近所へも寄不申罷有候を、小山村庄屋甚助・石道村庄や藤兵衛、其外肝煎衆被罷出、先今日者双方相引ニ被罷帰候様ニと、達而異見被申候ニ付、伊香郡三つ之井水へ水取不申、不及是非罷帰候而、明廿八日ニ水口あけニ參候へハ、又丁野村御百姓多道具ニ而大勢井本へ罷越、人数立仕被居候所へ、三つ之井番其外二三ヶ村罷上り、断申井口明ニかゝり申候所をちよちやく致シ、伊香井組之もの共ニおいつぶてあたり、又多道具にてにけ尻をうたれ、手負多ク御座候、式拾壹年以前ニ御公儀様より被為仰付候御意を背、浅井之井組衆、当年新法にはしいま、成被仕様、不審ニ奉存候御事、

一 今八月二日ニ尾山村清兵衛所へ、伊香三つ之井組之内、掃部頭様御知行所之御百姓呼よせ被申渡候ハ、向後浅井之井水立詰置

候共、落しニ参間敷候、則彦根御両御筋様を御同心衆四人、井本ニ被為付置候、若彦根御百姓浅井之井水落ニ参候ハ、急度曲事ニ可被仰付候と、四人之御同心衆御意之由被申渡候由、井組之内彦根御百姓衆を我々へ被届察入存候、水論之義ハ式拾貳年以前ニ御公儀御奉行様より被為仰付候通、浅井伊香共ニ承届、其旨相守、当年迄双方へ無異義、水引候義まきれ無御座候所、只今か様之新法被仰付、伊香井組之百姓共迷惑仕候ニ付、御訴訟申上候、向後浅井之井組を我かま、新法不仕候様ニ、被仰付可被下候御事、

一掃部頭様江州ニ而高知被為召上候へ者、双方ニ御知行多ク御所務被遊候間、御ちひと思召、御公儀様を式拾貳年以前ニ被為仰付候先規之通、双方へ水引候様ニ被仰付可被下候、当夏中伊香井組之もの共を度々ちよちやく致し、井水新法に立詰、ほしいま、仕候ハ、丁野・二保村之御百姓ニ而御座候、其外之井組村々へ水引候番日ニ当り候時ハ、伊香三ツ之井番之者共と相談仕、双方へ水引申候、御公儀様御仕置之通被相守候、此段尾山村清兵衛近所之事ニ候間、様子能可被存候御事、

一右之通ニ浅井之井組衆ニ打搦せられ、水ほしいま、にとられ候へ共、御公儀様御仕置を守、手向不仕、様子見合罷有候御事、右之条々被聞召届、浅井井組之御百姓、御公儀様被仰付を相背、ほしいま、不仕候様ニ被仰付可被下候、以上、

寛文八年

申八月六日

※井口村・持寺村・洞戸村・保延寺村・雨森村・渡岸寺村・磯野村・柏原村・柳野村・物部村・宇根村、庄屋連
名省略

彦根

御奉行様

寛文八年（一六六八）の紛争は、ここにみるとおり激烈のものであった。触れるべき点が多いが、ここでは紛争の激しさにもかかわらず、渇水時に伊香郡三井懸りの農民が、平和的に井堰を切落すことが、あらかじめ前提とされていることに特に注意を払いたい。その行為は「井水之口あけ」・「井水口明け」・「井口明け」・「水口あけ」・「落し」と表現され、伊香郡側の当然の権利と意識され、それが拒否されたので紛争が激化しているのである。延宝元年（一六七三）十一月の「覚」には、熟語としての「もちの井落シ」という表現が明白に現われてくる。江戸時代を通じて伊香郡・浅井郡の用水秩序を規定し、特色づけた「井落し」の慣行は、かくして戦国期に想定される餅の井の懸越しからほぼ百年間における農民の苦悩と英知の果実として固定し慣行化されたものと考えられる。

注

(1) 『信長公記』

(2) 浅井氏滅亡後の領主支配の変遷については、福田栄次郎「山門領近江国富永庄の研究」(『駿台史学』三六)参照

(3) 「三田共有文書」(『東浅井郡志』四所収)

(4) 「池野文書」・「清水文書」(『東浅井郡志』四所収)

(5) 「猪飼文書」(『東浅井郡志』四所収)

(6) 「井口区有文書」(高月町)、以下とくに明示しないかぎり同文書による。

(7) 「柏原区有文書」(高月町)

(8) 現地調査の手ぬかりのため、乙子井堰の旧位置を第三図に示せなかった。

(9) 『東浅井郡志』四は、本文書と同文で宛所を「浅井郡百姓中」とする裁許状を収録している(伊香郡北富永村Ⅱ現高月町Ⅱ尾山 伊香長晴蔵)。

(10) 「土田文書」(『東浅井郡志』四所収)

三田村・野村之百姓共、奉行申付候儀を相そむき、水論仕候、則件のもの、此所にて上坂のものを一人ころし候ニついて、如此申付者也、

八月十八日

(奥書)

右ハ東上坂村与一と申者を、三田村又十郎と申者ころし候、依之三田村又十郎をはつけニ御かけ被成候時ニ御札之趣旨、

(11) 「宇根区有文書」(高月町)

江州下井と雨森村と井水之出入之其様子

一慶安五壬辰年七月廿九日ニ、下井之衆ハ井立尾山之野神凶申候、雨森之衆拾貳人、井を落しニ參申候、下井之衆ハ是を見而、追立申候処、雨森村之衆四拾五人斗程催して、井落しニ參申候、下井之衆ハおとさせ申間敷之由にて、人数百斗參申候、下井之衆ハ野上ニ懸り、雨森衆ハ野より下江かゝり申処、双方之手負御座候まゝ、兩方へはつとちり、拾間斗間置、つふて打合仕候処、下井之衆雨森之者共を追ちらし、帰り申候て、手負のもの療治仕申候得つる。

一明晦日之早朝に、下井之衆四百人余程催して、井之口村江詰申候、上水井・大井懸り之庄屋衆、先々とめ被申候由にて御座候、雨森衆ハ人数三百人余程して、井口明神ニ詰申候、其日者何連も無之御座候而、先々帰り申候由ニ而、八月五日ニ

下井之衆衆野。仕申候而、五日曉方八日迄留仕候へ者、雨森村衆其東村之惣宮詰談合申候、明六日ノ早朝ニ三百式拾人余催して、鑓・刀・脇指・棒にて取懸り申由ニ而、其時ハ下井之人數式百五拾余ニ而御座候に、雨森之衆下井之もの共、箕ノ手頭にとまわし、時之声を上て懸り申候へ者、下井之者共を石道・古橋・尾山へ追散し、式人手負御座候ま、下井之衆雨森に使を立、帰申由ニ而御座候へと申つる、

一其後 御地頭様へ御届申上候由、彦根領之分ハ御法度ニ而、御出無御座候由、力無之候処中にも、京板倉周防様切々御届申上候得ハ、忝も御免の状被下候由、宇根村新右衛門・同孫兵衛・市兵衛・東阿閉村半四郎・同作左衛門・青名村庄左衛門、右六人衆伏見にて目安上候、辰之九月七日ニ稟判御出被成候由、同十二日ノ公事日ニ雨森衆も參申候由、其時ニ段々之様子双方申上候得共、御聞分ケも無之候而、先上水井・大井懸り之拾四ヶ村之六年以前ノ証人庄屋衆之召状可被下由ニ而御座候ま、是ハ京五味備前様ニ而參申候而、申上候御事 御兩人様御聞被成候由、

一上水井・大井懸り拾四ヶ村之庄屋共、廿二日之公事日ニ參申候共、廿二日ハ御聞も不被成候由、同廿六日ニ御聞可被成由ニ御座候、下井・雨森右拾四ヶ村之衆揃申時、下井之内宇根村之庄屋新右衛門被申候様子、先以六年以前之觀音寺殿・小野長左衛門殿、右御兩人御覽ニ而相濟申候処、又候哉雨森之衆、右之御覽相背、当七月八日方下井之野を切落シ申ニ付而、八月五日方下井之者共番を置申候得ハ、明六日之朝、雨森之衆悉道具を持って、下井之者共を追ちらし、五人手負御座候内、四人ハ彦根領分ニ而御座候、是ハ御出不被成候由ニ而、老人者板倉周防守様分ニ而、御前江參申候由申上候、

一其後下井之繪圖御尋被成候処、下井之内ニ宇根村五郎右衛門申上候得ハ、御前近く參候得而、おすゑ申候得と被仰付候に付而、御前近く参おしへ申候、先以一井・二井・下井と申候ハ、一井と申ハ上水井ニ而候、二井と申ハ大井と申候、下井と申ハ我等力井ニ而御座候、雨森村之井水ハ、大井之内ニごうのまたと申候而、一水口ニ而、是ニ而御座候と申上候者、

一雨森之衆証文を出被申候、此証文ハ右ごうのまた之下ニ而、保延寺と雨森との証文ニ而御座候、下井之水口へ出被申由、是ハ迷惑と申上候、申上候、其上ニ上水井・大井懸り拾四ヶ村之庄屋衆之口を御聞可被成由ニ而、大井懸り之内ニ井之口村次郎大夫申上候者、雨森之水口ハ先規方無御座候と申上候、其上御せいはいニ御聞可被成之条、御前ニ而雨森之者共五人召取被成候由、其日伏見籠江御引被遊候条、雨森久兵衛老人と子大千代老入、已七月廿二日ニ雨森河原ニ而親ハはつけ、子ハ御成敗被成、相残ル四人ハ明午二月十一日ニ籠方出申候、弥藏・助左衛門・助兵衛・左近四郎、下井之衆八年ニよろこひ帰り申候、互嚮向を見せ申候、雨森之者共ハ歎かなしむ、是者歎之中之悦ひと申候、久兵衛年五十四、子大千代年八才、

「井口区有文書」(高月町)

雨森村久兵衛井論ニ付、とかニ罷成候時ノ札之うつつし

件之者、水論仕、人多ク催罷出、其上相手之百姓打擲仕(邊)、証文ヲ違偽り申公事ニ付而、如斯候、以上、

承応貳年

巳ノ七月廿二日

(12) 「柏原区有文書」(高月町)

〔補説〕餅の井落しについて

前述のように「井落し」は、用水史上特異な慣行である。喜多村俊夫氏は滋賀県内部編『農業水利及土地調査』に依拠し、次のように解説している(『日本灌漑水利慣行の史的研究 総論篇』三〇三頁)。

午後四時伊香郡大井の上六組と称し、井口・持寺・雨森・柏原・渡岸寺・保延寺の百姓三百余人、白装束白鉢巻に六尺許りの檜の棒を肩に横たへ陣笠を被れる各大字一人宛の惣代先頭に立ち、隊伍肅々として高時川原に集り餅の井下に至り休憩す。之より先寺々の警鐘を聞き、餅の井組にても当番の百姓裸体にて対岸に詰かけ、両岸堤は数千の見物にて人垣を作る。先づ大井組惣代より餅の井組惣代に井落しの挨拶あり、此の挨拶終ると共に関の声を挙げ、堰の中央幅三間の部分を切落す。此作業は雙方無手にて単に手のみを以て大なる杭を引抜き粗朶を取る。其の間餅の井方より堰上に溜りたる水中に多数の裸漢入りて水を以て作業を妨害す。之に應じて大井方も亦水中に入りて防戦し水合戦をなす様奇観なり。約四・五十分にして予定の幅を切落し、続いて直下なる高野井堰を切落す。此切口も約三間にて切落時間二・三十分を要す。斯くして切落したる後大井方は隊を組みめて帰る。其の姿の見えざるに至れば直に餅の井方は復旧工事に着手す。復旧時間約三時間とす。

また『伊香大鑑』(滋賀県統計協会伊香支部編、一九五五年)による解説は次のようである。

井落し 一落千反を潤すと称せられる餅の井井落しについては、旧慣古格の制約の許に厳然と統制され慎重に決行されるのである。井落の時刻は井組別に定められ、朝、昼、夕の各落しや、刻落し等の、時限がある。井落には井組の地位に應じて、その要領も異り、大井組上六にあつては、役人は、白装束に紋付羽織、陣笠を被り、参加する農民は、白襦袢、白帯、白鉢巻をなし、六尺棒を持ち「早魃になつたので必要水をまかしに(自由に)来た」と役員が挨拶を為し、上流側と下流側をいづれよりも、抜き落すのであるが、この井組の雨森は一部左岸にある耕地をかんがいするので井落を遠慮して、紺法被に黒帯、豆しぼりの鉢巻をなし、花棒(檜の木の大尺棒)を担いで山蔭に潜む。大井組下六組は、整然たる統制や秩序も要求せられず、ただ自主的穩便を保ち、近代より紋付羽織に陣笠の役員が、野良着の農民を指揮し、下井組は紋付羽織に陣笠を被った役員が、袖無白装束に細

帯をして杖をついた。農民共を指図して旱魃になったから慣例に因り水をまかしに來たと挨拶して、下流側より抜くのである。連日の旱天で、用水枯渇し用水路の「張り番」、井落を回避せんとする餅の井側の川浚へと称する分水も遂にその効なく、白乾亀裂の田圃の旱害は愈々深刻になって來ると、井頭井口に於て旧慣による井落が各井組によって合議せられるのである。定めの時限になると、井口の日吉神社の鐘を合図に、一ヶ部落の鐘は乱打され、日吉神社に集合、井之水神社に参拜、服装を整へ、隊伍を組み、持寺地先に至れば、餅の井組に於ては、餅の井組部落のタタキ鐘を打鳴し、井堰に集結して、慣例を已得ぬ井落なれば、「力づくで取れ」と喊声を上げて、落水口を抜く井落組に、二重三重に、あぐらをかき、井落を妨げる。約四〇分より一時間を費して、井落が終れば、歓声と共に、無抵抗の松田井を切り落した井落組が、隊伍を整え前進するのでもなく後退するのでもなく、遅々として行進することなく、下流井明神橋に向い帰途につき、遂にその隊伍が没する於て、井堰を復旧して、慣例の井落は終るのである。

かかる「井落し」慣行の諸要素が、どのような時代相と井組相互の妥協点を具現するものであるか、その追求は今後の課題である。「井落し」慣行は、昭和十二年（一九三七）六月、八ヶ条を内容とする協定の成立、同年九月の高時川沿岸普通水利組合の創立、同一五年における高時川合同井堰の完成へ、という推移のうちで、昭和十三年の「井落し」をもって、その跡を絶った。

〔付記〕 本稿は、萩原龍夫教授を代表者とする文部省科学研究費および明治大学人文科学研究費による共同研究の一部である。この研究にあたって、高月町前助役三田村敏彦氏および同町井口区前区长久田捨三氏ほか井口区の方々から与えられた御援助に心から謝意を表したい。なお「井口日吉神社文書」等、難解な文書の解説には、福田栄次郎教授の御教示を得た。